○伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

平成28年10月19日

告示第86号

（趣旨）

第１条　この告示は、町内にある空き家の有効活用を図り、町外から町内への移住・定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家　愛媛県空き家情報バンク又は伊方町空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された物件で、空き家バンクを通じて売買又は賃貸借をされたものをいう。

（２）　移住者　町外から町内に住民票を異動した者（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任その他町長が適当でないと認めた事由によるものを除く。）をいう。

（３）　働き手世帯　構成員のうち少なくとも１人が60歳未満である世帯をいう。

（４）　子育て世帯　補助金の交付申請日が属する年度の４月１日時点において、18歳未満の子又は孫（ただし、当該年度の４月２日が18歳の誕生日となる者を含む。）がいる世帯をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　令和２年４月１日以後の移住者であって同所に５年以上居住する意思を有する者

（２）　対象となる空き家が所在する自治会等に加入し、地域の活性化に寄与しようとする者

（３）　補助金の交付申請日において、本人及び同一世帯に属する者が市区町村民税及び固定資産税（以下「町税等」という。）を滞納していない者

（４）　過去に当該補助金の交付を受けたことがない者

２　前項に規定する者のほか、町長が同項に準ずるものとして認めた者

（補助対象住宅）

第４条　補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、移住者が居住を目的として購入し、又は賃借した一戸建て住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、住宅所有者が補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の二親等以内の親族である場合は補助対象外とする。

（１）　空き家バンクに登録されていた住宅であること。

（２）　申請者が当該空き家の改修等を行うことができる権限を有していること。

（３）　過去に補助対象住宅とされていないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第５条　補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

２　業者を利用して住宅の改修等を行う場合は、原則として伊方町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者とする。

３　補助対象事業費は、住宅の改修にあっては50万円以上、家財道具の搬出等にあっては５万円以上であるものに限る。

４　第１項の規定にかかわらず、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の対象経費は、補助対象経費から控除する。

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（１）　世帯全員の住民票

（２）　移住者住宅改修支援事業事業計画書

（３）　誓約書

（４）　町税等納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む）

（５）　申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類

（６）　補助対象事業費の算出根拠

（７）　住宅の図面（配置図及び平面図）

（８）　現況写真

（９）　他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し

（10）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第８条　前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ移住者住宅改修支援事業費補助金変更承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が認める軽微な変更については、この限りでない。

（１）　補助事業の内容の変更をしようとするとき。

（２）　配分した経費の区分ごとの事業費の20％を超える変更をしようとするとき。

２　町長は、前項の規定により承認したときは、移住者住宅改修支援事業補助金変更承認通知書（様式第４号）により通知する。

（補助事業の中止及び廃止）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ移住者住宅改修支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による事業の中止又は廃止を承認した場合は、移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第６号)により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業完了後、速やかに移住者住宅改修支援事業費補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　移住者住宅改修支援事業事業実績書

（２）　補助対象事業費の明細書

（３）　補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し

（４）　完成写真

（５）　他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し

（６）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、移住者住宅改修支援事業費補助

金交付額確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、移住者住宅改修支援事業費補助金請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条　町長は、前条の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第14条　補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条　町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

（１）　この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（２）　この告示により町長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

（３）　その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

（４）　補助対象住宅を補助金の確定を受けた日から５年を経過する前に取り壊し、又は第三者に賃貸し、若しくは売却したとき。

（５）　補助金の確定を受けた日から５年を経過する前に転居又は転出したとき。

（加算金）

第17条　補助事業者は、前条の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

２　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

３　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

４　第１項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（遅延損害金）

第18条　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を町に納付しなければならない。

２　前項の規定により遅延損害金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

３　前条第４項の規定は、第１項の遅延損害金について準用する。

（関係書類の保管）

第19条　補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第20条　この告示に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この告示は、平成28年10月19日から施行する。

附　則（平成30年４月１日告示第25号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日告示第29号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月16日告示第２号）

（施行期日等）

１　この告示は令和６年１月16日から施行し、この告示による改正後の伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱（以下「新告示」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和５年４月１日からこの告示の施行の日の前日までの間に、新告示の規定により新たに補助金の対象となることとなる住宅の改修等に係る新告示第４条の規定の適用については、同条中「補助金の交付を受けようとする者」とあるのは、「補助対象住宅の改修等を行った者」とする。

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年５月26日告示第55号）

別表（第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">補助対象経費</th><th>補助率等</th></tr>
<tr><td rowspan="15">住宅の改修</td><td>木工事</td><td>部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等</td><td rowspan="16">【県外からの移住者】
補助対象経費の１／５又は100万円（働き手世帯は、２／３又は200万円、子育て世帯にあっては、18歳未満の者一人につき100万円【最大500万円】）
【県内からの移住者】
補助対象経費の１／５又は100万円（働き手世帯は、１／３又は150万円、子育て世帯にあっては、18歳未満の者一人につき50万円【最大300万円】）のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）</td></tr>
<tr><td>屋根工事</td><td>屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等</td></tr>
<tr><td>サッシ工事</td><td>玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等</td></tr>
<tr><td>建具工事</td><td>各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等</td></tr>
<tr><td>内装工事</td><td>床、天井、壁等のクロス貼替え等</td></tr>
<tr><td>外装工事</td><td>外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等</td></tr>
<tr><td>塗装工事</td><td>屋根・外部鉄部塗替え等</td></tr>
<tr><td>左官タイル工事</td><td>室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等</td></tr>
<tr><td>給排水設備工事</td><td>給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等</td></tr>
<tr><td>電気設備工事</td><td>老朽電気配線、コンセントの取替え等</td></tr>
<tr><td>エクステリア工事</td><td>住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等</td></tr>
<tr><td>省エネ設備工事</td><td>住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）</td></tr>
<tr><td>外構工事</td><td colspan="2">車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除</td></tr>
</table>

等	草等の植栽工事（住宅の改修と合わせて行うものに限る。）	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	【県外からの移住者】 補助対象経費の１／３又は10万円（働き手世帯と子育て世帯は、２／３又は20万円）のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て） 【県内からの移住者】 補助対象経費の１／３又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

伊方町長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話番号

移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金申請額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業区分　　（　□ 住宅の改修　　□ 家財道具の搬出等　）

３　添付書類
(1) 世帯全員の住民票
(2) 移住者住宅改修支援事業　事業計画書（別紙 1）
(3) 誓約書（別紙２）
(4) 町税等納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む）
(5) 申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類
(6) 補助対象事業費の算出根拠
(7) 住宅の図面（配置図及び平面図）
(8) 現況写真
(9) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
(10) その他町長が必要と認める書類

別紙１

移住者住宅改修支援事業　事業計画書

１　収支予算

（住宅改修）

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
町補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

（家財道具搬出等）

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
町補助金	円	家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

（合計）

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
町補助金	円	住宅改修、家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

２　申請者（住宅改修等実施者）

氏名		年齢		性別	□男　□女
現住所					
電話番号					
メールアドレス					
移住の時期					
移住前の住所					
移住の理由					
世帯構成(年齢)	※年齢は申請年度の４月１日現在				

３　事業計画

事業実施場所 （物件の所在地）	
空き家情報バンク	□登録あり　□　登録なし
住宅の構造等	構造　：□木造 □鉄骨 □鉄骨コン □その他（　　）
	階数　：□平屋　□２階　□３階 □その他（　　）
	形式　：□専用住宅 □併用住宅〔□店舗 □事業所 □その他（　　）〕
申請者の区分	□所有 □賃借 □その他（　　）
実施内容	（住宅の改修）
	（家財道具の搬出等）
請負業者	所在地（住所） 業者名（代表者氏名）
実施予定期間	着工予定　　年　　月　　日 竣工予定　　年　　月　　日
他の公的助成制度	□利用あり （補助金名：　　受給日： 補助額：　　円） □利用なし

別紙２

誓　約　書

伊方町長　　様

申請者　住所
　　氏名　　㊞

伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

１　本事業により改修等を行った住宅に、補助金額の確定通知があった日から５年以上継続して居住します。

２　本事業により改修等を行った住宅を、補助金額の確定通知があった日から５年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。

３　改修等が完了した日以後、１ヶ月以内に入居します。

４　県内の高等学校・大学・高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任ではありません。

５　補助金交付要綱を順守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、伊方町から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

伊方町長　　㊞

移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けで補助金交付申請のあった移住者住宅改修支援事業費補助金について、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、次の条件を付けて金円を交付します。

１　伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱等を遵守すること。

２　この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。

３　この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

４　この補助金の使途については、伊方町監査委員等の監査を受けることがある。

５　この事業終完了後は、速やかに伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金実績報告書を提出しなければならない。

様式第３号（第８条関係）

年　月　日

伊方町長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話番号

移住者住宅改修支援事業費補助金変更承認申請書

年　月　日付け　第　号で補助金の交付決定の通知を受けた移住者住宅改修支援事業費補助金について、内容に変更が生じたので、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更・中止の理由

２　変更・中止の内容

３　変更申請額

1. 既交付決定額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 変更後の申請額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 差引増減額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

４　添付書類

(1) 変更の内容を示す書類（変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し）

(2) その他町長が必要と認める書類

様式第４号（第８条関係）

第　　号
年　月　日

様

伊方町長　　㊞

移住者住宅改修支援事業補助金変更承認通知書

年　月　日付けをもって変更承認申請のありました移住者住宅改修支援事業費補助金については、伊方町移住者住宅改修支援補助事業費補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり変更することを承認したので通知する。

記

１変更承認の内容

様式第５号（第９条関係）

年　月　日

伊方町長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話番号

移住者住宅改修支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた移住者住宅改修支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止（廃止）の内容

３　中止期間（廃止の時期）

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　月　日

様

伊方町長　　㊞

移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定のあった移住者住宅改修支援事業費補助金については、次の理由により取り消すことに決定しましたので通知します。

〔取消の理由〕

様式第７号（第10条関係）

年　月　日

伊方町長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話番号

移住者住宅改修支援事業費補助金実績報告書

年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた移住者住宅改修支援事業が完了したので、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業区分　　（　□ 住宅の改修　　□ 家財道具の搬出等　）

３　添付書類
（1）移住者住宅改修支援事業事業実績書（別紙１）
（2）補助対象事業費の明細書
（3）補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
（4）完成写真
（5）他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
（6）その他町長が必要と認める書類

別紙1

移住者住宅改修支援事業　事業実績書

1　収支決算

（住宅改修）

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
町補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

（家財道具搬出等）

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
町補助金	円	家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

（合計）

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
町補助金	円	住宅改修、家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2　事業実績

事業実施場所 （物件の所在地）	
住宅の構造等	構造　：□木造　□鉄骨　□鉄骨コン □その他（　　）
	階数　：□平屋　□2階　□3階 □その他（　　）
	形式　：□専用住宅 □併用住宅〔□店舗　□事業所 □その他（　　）〕
申請者の区分	□所有　□賃借　□その他（　　）
実施内容	（住宅の改修）
	（家財道具の搬出等）
請負業者	所在地（住所） 業者名（代表者氏名）
実施予定期間	着工　年　月　日、竣工　年　月　日
他の公的助成制度	□　利用あり （補助金名：　　受給日： 補助額：　　円） □　利用なし

様式第８号（第11条関係）

第　　号
年　月　日

様

伊方町長　　㊞

移住者住宅改修支援事業費補助金交付額確定通知書

年　月　日付けで実績報告のあった移住者住宅改修支援事業費補助金について、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金交付額を決定したので通知します。

補助金確定額　　金　　円

様式第９号（第12条関係）

年　月　日

伊方町長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話番号

移住者住宅改修支援事業費補助金請求書

年　月　日付けで補助金の額の確定通知があった移住者住宅改修支援事業費補助金について、伊方町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　交付決定額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

２　交付確定額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

３　交付請求額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

【口座振込先】

金融機関名	銀行・農協　　支店
預金種別	普通　・　当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第８条関係）

様式第４号（第８条関係）

様式第５号（第９条関係）

様式第６号（第９条関係）

様式第７号（第10条関係）

様式第８号（第11条関係）

様式第９号（第12条関係）